

ウラン加工施設の安全性向上評価に関する運用ガイド（案）の制定に対する 意見募集の結果について

平成 31 年 3 月 6 日
原子力規制委員会

ウラン加工施設の安全性向上評価に関する運用ガイドの制定（案）について、意見募集を行いました。

その結果については、以下のとおりです。

1. 概要

- 意見募集の期間：平成 31 年 1 月 24 日（木）～2 月 23 日（土）
- 意見募集の対象：ウラン加工施設の安全性向上評価に関する運用ガイド
- 御意見数：1 件（事項数：7）
- 意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び F A X

2. 意見公募の結果

当該運用ガイドの制定案に対する意見及び意見に対する考え方を別表のとおり取りまとめました。

以上

ウラン加工施設の安全性向上評価に関する運用ガイドの制定(案)に対する御意見とその考え方

1. 「第1章 総則」について

No.	御意見等(原文)	考え方
1-1	1頁の8行目「用語は、」は、たとえば「用語は、断りのないかぎり」などとしたほうがよいと思います。法令において使用する用語の例によらず、規程でオリジナルに定義している用語があるから。	○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)及び核燃料物質の加工の事業に関する規則において定義されている用語については、当該運用ガイドにおいて定義を変更していないため、原案どおりとします。
1-2	1頁13行目、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉による」は、「核原料物質及び核燃料物質による」としたほうがよいと思います。加工施設に「原子炉」は存在しないから。	○本ガイドはウラン加工事業に係るものであることから、原子力事業者等を対象とした「核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止に関し」を削除し、以下のとおり修正します。 また、原子炉等規制法の原子炉等規制法の条名に誤りがありましたので訂正します。 「また、加工事業者は、原子炉等規制法第57条の8の規定に基づき、ウラン加工施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、ウラン加工施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務がある。」

2. 「第2章 安全性向上評価の内容及び届出書記載事項」について

No.	御意見等(原文)	考え方
1-3	3頁の27行目の明朝体の「1311271」は、2頁の18行目と同様に「ゴシック体」で記載したほうがよいと思います。	○ 平仄を合わせます。
1-4	5頁の24行目、7頁の25行目の明朝体の「Periodic Safety Review for Nuclear Power Plants」は、8頁の23行目、9頁の3行目と同様に「ゴシック体」で記載したほうがよいと思います。	
1-5	7頁の30行目「内容」は、5頁の15行目と同様に「実施目的及び内容」と記載したほうがよいと思います。	○ 御指摘のあった「内容」については、「実施目的及び内容」に修正します。
1-6	7頁の30行目「採った対応」と、5頁の16行目「実施した対応」とは、両者の文言を統一したほうがよいと思います。	○ 御指摘のあった「採った対応」については、「実施した対応」に修正します。

3. 「第3章 原子力規制委員会が行う確認」について

No.	御意見等(原文)	考え方
1-7	8頁の11行目「設計及び工事の方法」は、前段の「事業許可申請書、事業変更許可申請書」と同様に、それぞれ「設計及び工事の方法の認可申請書」と記載したほうがよいと思います。	○ 御指摘のあった箇所については、以下のとおり修正します。 第3章 2.(2) 「事業(変更)許可申請書、設計及び工事の方法の(変更)認可申請書、及び保安規定(変更)認可申請書について、」